⑵　申請書の提出方法

１）申請書及び一次審査に関する資料（技術提案（工事目的物の性能・機能に関する事項））

①　提出期間：平成24年４月10日から平成24年５月９日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで

②　提出場所：３に同じ。

③　提出方法：

㋐　電子入札の場合　電子入札システムにより提出。ただし、容量が３ＭＢを超える場合は、提出場所へ持参し、又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。以下同じ。）により提出すること。

㋑　紙入札方式による場合　提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

㋒　申請書及び資料等は、提出期限以降の内容変更及び取り下げは認めない。但し、取り下げについては入札説明書に示す場合を除く。

２）二次審査に関する資料（技術提案（社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画））（指名された者）

６Ⅰに掲げる一次審査で選抜され指名された者は、次に従い技術提案（社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画）を提出すること。

①　提出期間：平成24年５月31日から平成24年６月11日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで

②　提出場所：３に同じ。

③　提出方法：上記１）提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。

なお、二次審査に関する資料を上記期間までに提出しない場合は、本入札を辞退したものと見なし、二次審査に関する資料を提出しない者がした入札についても、当該入札を無効とするので、留意すること。

５　指名に関する事項

競争参加資格の確認がなされた者について、地方支分部局工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第16の指名基準を踏まえ、６⑴Ⅰによって得られる審査評価点の上位10者までを選抜（10者目の審査評価点が、同数となる者が複数存する場合はそれらの者を含む。）し、指名を行うものとする。

６　総合評価に関する事項等

⑴　本工事の総合評価は以下のとおり実施する。

㋐　一次審査における審査評価点の算出においては、下記Ⅰ　一次審査項目について、評価点を評価基準に従って与え、審査評価点を算出する。（最大得点30.0点）

㋑　二次審査における加算点の算出においては、下記Ⅱ　二次審査１）及び２）技術提案（社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画）の項目について、評価点を評価基準に従って与え、一次審査の評価点と合わせて加算点を算出する。（最大得点90.0点）

Ⅰ　一次審査

下記２）技術提案（工事目的物の性能・機能に関する事項）の項目における審査評価点の合計の上位10者までを選抜する。ただし、10者目の審査評価点が複数いる場合は、その者全ての者を含む。

Ⅱ　二次審査（指名された者）

一次審査で選抜され指名された者で、上記４⑵２）①の期間内に技術提案（社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画）を提出した者を対象に実施。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性：15点（３段階評価）

②　施工体制確保の確実性：15点（３段階評価）

２）技術提案（加算点）

◆工事目的物の性能・機能に関する事項

③　性能、機能

・構造体コンクリートの施工品質向上対策：12点（11段階評価）

④　性能、機能

・建物内部への止水性能向上対策：12点（11段階評価）

⑤　性能、機能

・外壁タイルの接着性向上対策：６点（５段階評価）

◆社会的要請に関する事項

⑥　環境の維持

・工事期間中の騒音・振動低減対策：12点（11段階評価）

⑦　環境の維持

・管理棟とりこわし時の粉じん抑制対策：８点（５段階評価）

⑧　特別な安全対策

・職員・来庁者・周辺住民への安全対策：５点（５段階評価）

◆総合的なコストに関する事項及び施工計画

⑨　契約後ＶＥにつながる基本的な考え方：５点（６段階評価）

契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなくコスト縮減が可能となる技術提案につながる基本的な考え方。

⑵　入札参加者は、価格及び価格以外の要素をもって入札を行い、㋐の要件に該当する者のうち、㋑によって得られる標準点、施工体制評価点（０～30点）及び加算点（０～60点）の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は㋒による。）を落札者とする。

㋐　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

㋑　評価方法

①　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　③の評価項目について、施工体制評価点及び加算点を与える。

③　評価項目及び得点配分　評価項目（①～⑨）毎に評価を行い、①及び②における評価点の合計点を施工体制評価点とし、③～⑨における評価点の合計点を加算点とする。

㋒　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑶　技術提案資料の作成　技術提案資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

⑷　ヒアリングの実施（施工体制の審査）　どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

⑸　その他　⑴Ⅰの技術提案に基づく施工計画の採否については、指名・非指名通知に併せて電子入札システム（紙により申請した場合は、紙）にて通知する。

また、⑴Ⅱの技術提案に基づく施工計画の採否については、二次審査の結果として紙（電子入札システムにより申請した者についても、紙）により通知する。

７　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：平成24年５月31日から平成24年７月24日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。）。

②　提出場所：上記３に同じ。

③　提出方法：提出場所へ持参し、又は郵送等により提出すること。